

## 国民健康保険被保険者の皆さんへ

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、令和2年7月31日(※)までとなっています。  
令和2年8月1日から使用できる被保険者証は7月中旬以降に簡易書留で郵送します。  
有効期限の切れた被保険者証は8月1日以降に福祉課国民健康保険係へ返却するか、各自で破棄してください。

(※)7月中に誕生日を迎えられ75歳になった人は、後期高齢者医療保険に切り替わりますので、有効期限が異なる場合があります。

問 福祉課 国民健康保険係 ☎57-8503

## 【国民健康保険】新型コロナウイルス感染症に感染した方等に対する傷病手当金の支給について

南関町国民健康保険加入者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合や感染が疑われる場合、その療養のために仕事を休んだ期間の傷病手当金を支給します。

### 対象となる人

南関町国民健康保険加入者のうち、勤務先から給与などの支払いを受けている被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われる場合で仕事に就くことができなかった人

### 支給要件

仕事に就くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から仕事を休んだ期間

### 支給額

直近の3カ月間の給与収入合計額÷就労日数×2/3×支給対象となる日数

※ただし、給与等の全部または一部を受けることができる場合は、傷病手当金を支給できない場合があります。また、1日当たりの支給額には上限があります。

### 適用期間

令和2年1月1日から9月30日(状況により延長する場合があります。)

※ただし、入院が継続するような場合などは最長1年6カ月まで

### 申請に必要なもの

申請書、事業主からの証明書、医療機関からの証明書などが必要となりますが、事前に電話でお問い合わせください。

問 福祉課 国民健康保険係 ☎57-8503

## 新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な人へ 国民年金保険料の免除申請が可能です!

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、**収入源となる業務の喪失や売り上げの減少**などが生じて**所得が相当程度まで下がった場合**は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

### 対象となる人

以下のいずれにも該当する人が対象になります。

#### ①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われたなどにより収入が減少したこと。

#### ②所得が相当程度まで下がった場合

令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額(※1)が、**国民年金保険料免除基準相当(※2)(※3)になることが見込まれる人**

※1 令和2年2月以降の任意の月(収入が最も低い月など)における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

※2 当年中の所得見込額が全額免除基準相当(例:単身世帯の場合は57万円以下)や一部免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用になります。

※3 免除等の判定においては、世帯主及び配偶者(納付猶予は配偶者のみ)も審査の対象となります。また、申請者本人のほか、世帯主や配偶者が①と②に該当するときにも、この簡易な手続きによる申請ができます。

### お問い合わせ先

お問い合わせなどありましたら、ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所におかけください。

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

月～金曜日8:30～19:00 第2土曜日9:30～16:00



## 国民健康保険税の減免申請について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす人は、**保険税の減免**の申請ができます。

### 保険税の減免の対象となる人

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の人

⇒**保険税を全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人

⇒**保険税の一部を減額**

#### ※保険税が一部減額される具体的な要件

主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

申請される人は、収入を証明する書類等必要書類を添え、納期限までに申請してください。

詳しくは、**税務住民課住民税係**までお問い合わせください。

問 税務住民課 住民税係 ☎57-8549